

地方税法施行令の一部を改正する政令参照条文

法人税法施行令（昭和四十年三月三十一日政令第九十七号）（法人税法施行令の一部を改正する政令による改正後）（抄）

（金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入）

第三百三十六条の二 内国法人が社債の発行その他の事由により金銭債務に係る債務者となつた場合（適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この条において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人（第三項において「被合併法人等」という。）から当該金銭債務の償還等に係る義務の引継ぎを受けた場合を除く。）において、当該金銭債務に係る収入額がその債務額を超え、又はその収入額がその債務額に満たないときは、当該債務者となつた日の属する事業年度からその償還の日の属する事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、その超える部分の金額又はその満たない部分の金額を当該金銭債務の償還期間（当該金銭債務に係る債務者となつた日から当該金銭債務に係る償還の日までの期間をいう。第三項において同じ。）の月数で除し、これに当該事業年度の月数（当該事業年度が当該債務者となつた日の属する事業年度である場合には、同日から当該事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じて計算した金額（当該事業年度がその償還の日の属する事業年度である場合には、その超える部分の金額又はその満たない部分の金額から当該事業年度の前事業年度までの各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入された金額を控除して得た金額）を、益金の額又は損金の額に算入する。

2 5 略

（控除限度額の計算）

第四百二十二条 略

2 略

3 第一項に規定する当該事業年度の調整国外所得金額とは、当該事業年度の法第六十九条第一項に規定する国外所得金額から外国

法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額を控除した金額をいう。ただし、当該金額が当該事業年度の所得金額の百分の九十に相当する金額を超える場合には、当該百分の九十に相当する金額とする。

4及び5 略

(繰越控除限度額等)

第四百四十四条 略

2～4 略

5 前各項に規定する国税の控除余裕額とは、内国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外国法人税の額が当該事業年度の法人税の控除限度額（法第六十九条第一項に規定する控除限度額をいう。以下この条において同じ。）に満たない場合における当該法人税の控除限度額から当該控除対象外国法人税の額を控除した金額に相当する金額をいう。

6～8 略

(繰越控除対象外国法人税額等)

第四百四十五条 略

2 略

3 内国法人の法第六十九条第三項の規定の適用を受けることができる事業年度後の各事業年度に係る第一項及び前条第一項の規定の適用については、第一項の規定により当該内国法人の当該適用を受けることができる事業年度の国税の控除余裕額に充てられることとなる控除限度超過額及びこれに相当する金額の当該国税の控除余裕額は、ないものとみなす。

4及び5 略

(連結控除限度個別帰属額の計算)

第一百五十五条の二十九 法第八十一条の十五第一項（連結事業年度における外国税額の控除）に規定する各連結法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該連結事業年度の連結控除限度額に、第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

- 一 当該連結事業年度の前条第一項に規定する調整連結国外所得金額につき各連結法人に帰せられる金額が零を超えるもの（次号において「個別調整国外所得金額」という。）の合計額
- 二 当該連結法人の当該連結事業年度の個別調整国外所得金額

（繰越控除限度額等）

第九十七条 略

2及び3 略

- 4 前三項に規定する国税の控除余裕額とは、外国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外国法人税の額が当該事業年度の法人税の控除限度額（法第四十四条の二第一項に規定する控除限度額をいう。以下この条において同じ。）に満たない場合における当該法人税の控除限度額から当該控除対象外国法人税の額を控除した金額に相当する金額をいう。
- 5及び6 略

（繰越控除対象外国法人税額等）

第九十八条 略

2 略

- 3 外国法人の法第四十四条の二第三項の規定の適用を受けることができる事業年度後の各事業年度に係る第一項及び前条第一項の規定の適用については、第一項の規定により当該外国法人の当該適用を受けることができる事業年度の国税の控除余裕額に充てられることとなる控除限度超過額及びこれに相当する金額の当該国税の控除余裕額は、ないものとみなす。

4 略